

## [事案 2023-376] 入院給付金支払請求

・令和7年2月18日 和解成立

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年8月上旬に5日間、急性虫垂炎により入院したため、平成25年12月に契約し、令和元年12月に契約の一部見直しを行った組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ支払われた。その後、令和5年10月上旬に3日間、再度虫垂炎により入院したため、本契約にもとづき入院給付金を請求したところ、前回退院日から60日以上経過していないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約締結に際して、入院期間が前回退院日から60日以上経過していない場合は、入院給付金が出ないという説明を受けていない。担当者に対して、事前に質問した時も、明確な回答を得ることはできなかった。
- (2) 急性虫垂炎で緊急入院した後、主治医からのアドバイスで、虫垂摘出待機的手術のためもう一度入院の計画をしていることを2か月近く前の段階で担当者に伝えたが、前回退院日から60日以上間を空けなければ給付金が出ないというアドバイスはなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、従来の医療保険に比べ、入院給付金の支払いを受けるための入院間の間隔が「60日」と短縮されており、当社はこの点をアピールポイントとしていた。担当者は、本契約の見直しの際、この点を説明していたことから、契約締結時に説明がなかったとの申立人の主張は事実と異なる。
- (2) 申立人は、担当者に電話で、入院給付金の支払いを受けるための入院間の間隔について質問したと主張するが、そのような事実はない。
- (3) 担当者は、申立人との間でLINEのやりとりをしていたが、申立人から入院間の間隔について具体的な質問はなかったため、担当者がその点についてアドバイスを行うべき法的義務があったとはいえない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人と担当者とのやりとりの状況等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本入院前になされた申立人と担当者とのメッセージのやりとりからは、申立人は、本入院に関し入院給付金が支払われるか否かについて関心を寄せていることが窺われることから、担当者としては、入院予定日を知らされたとき等に、入院給付金が支払われる要件につい

て、情報提供程度の案内を行うことが望ましかった。